平成２３年（フ）第８号
石川県輪島市名舟町リ部12番地
債務者　大宮　正勝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第２５１号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1446番地６
債務者　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５５号
横浜市中区麦田町４丁目107番地　石井方
債務者　栗原　吾一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５６号
横浜市中区本牧町２丁目300番地　コーポＫ＆Ｕ403号室
債務者　栗原くみ子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３５号
神奈川県藤沢市葛原1144番地
債務者　関根　基勝
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　智之
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８８号
兵庫県相生市若狭野町八洞210番地の５
債務者　溝渕　敏英
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６号
兵庫県西脇市西脇1049番地の９
債務者　坂本　信也
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３０３号
兵庫県姫路市飾磨区細江473番地６
債務者　白子　典孝
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０４号
鳥取県鳥取市気高町浜村10番地18
債務者　西垣　健一
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　雅稔
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
北海道旭川市１条通21丁目１番地の25　121ハイツＢ棟205号室
債務者　畠中　佳織（旧姓二関）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７号
北海道旭川市忠和５条４丁目９番６号　グループハウス第５睦荘
債務者　山本　紀行
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３６０号
堺市西区鳳南町３丁246番地20
債務者　加地　繁幸
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第３８号
山形市十日町４丁目７番41―402号　花笠マンション
債務者　柴橋佳代こと　金　　貞愛
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９６０号
福岡県古賀市天神４丁目15番19号
債務者　[redacted]平　達也
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部